

平成 21 年度 監 査 計 画

(平成 21 年 6 月 9 日 決定)

千葉県監査委員職務執行規程第 6 条の規定により、平成 21 年度監査計画を次のとおり定める。

1 基本方針

平成 21 年度の監査は、県の行財政運営が公正性、透明性を確保し、最少の経費で最大の効果を挙げるために、次の方針に基づき実施する。

- (1) 事務事業や予算の執行について、合規性、正確性の視点はもとより、経済性、効率性及び有効性の視点から積極的に検証する。
- (2) 監査の実施に当っては、外部監査の結果や監査対象機関におけるチェック体制等の内部統制の整備・運用に留意し、監査機能の一層の充実・強化に努める。
- (3) 監査の実効性を確保するため、前回の監査における指摘事項等に対する措置状況を把握し、是正・改善を求める。
- (4) 監査結果等の情報を県民に分かりやすく公表する。

2 実施方針及び実施方法等

(1) 定期監査

ア 平成 21 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業（地方自治法第 199 条第 2 項に規定する事務を含む。）について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の視点を主眼に実施する。

イ 監査を効果的に実施するため、平成 21 年度は、普通会計及び企業会計それぞれ課題となっている次の事項（重点監査事項）に重点を置いて実施する。

(ア) 普通会計

① 収入未済について

収入未済は、行政代執行負担金や各種貸付に係る償還金などの債権は、その回収に長期間要しているものなどがあり、適正な債権管理が講じられているか。また、県税は、不納欠損が多額となっており、効果的な縮減対策が行われているか確認する。

② 公共事業に係る事務費について

国庫補助金により交付された事務費が、目的等に沿い適正に執行されているか確認する。

③ 物品（消耗品）の出納・管理事務について

物品購入の事務処理や管理が適正に行われているか。また、内部牽制が充分機能しているかなどについて確認する。

(イ) 企業会計

① 物品購入について

備消耗品等の物品購入事務処理が法令等に基づき、適正に行われているか。

また、納品の検収が適正に行われているか確認する。

② 契約事務について

工事発注及び委託事業において、入札や随意契約などの契約事務が法令等の趣旨に沿い適正に執行されているか確認する。

ウ 監査対象機関は、平成21年4月1日現在の492機関とし、実地監査又は書面監査の区分は、表1のとおりとする。

エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

表1 定期監査の対象機関数及び監査方法

区 分		監査対象 機 関 数	監 査 計 画 機 関 数		
			実地監査	書面監査	計
普 通 会 計	本 庁	101	101	—	101
	出先機関	348	147	201	348
	計	449	248	201	449
企 業 会 計	本 庁	16	16	—	16
	出先機関	27	22	5	27
	計	43	38	5	43
合 計	本 庁	117	117	—	117
	出先機関	375	169	206	375
	計	492	286	206	492

(注1) 本庁各課（局・室）の監査は、委員全員により実施する。

(注2) 出先機関の実地監査は、担当委員2名により実施する。

(注3) 書面監査は、委員全員により実施する。

(2) 随時監査

県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査委員が必要と認めるときは監査を実施する。実施方法等については、その都度委員が協議して定める。

(3) 行政監査

ア 県の事務事業の執行について、合規性、正確性の観点はもとより、経済性、効率性、有効性の視点から積極的に監査を実施する。

イ 監査テーマ及び実施方法等

(ア) 監査テーマ

「法令等に基づく団体等に対する検査・監査等の実施状況について」

(イ) 監査の目的

近年、食品の偽造表示やマンション等耐震偽装、医療事故など県民が不安を抱く事案が発生していることから、法令等に基づき県が実施している「団体等に対する検査・監査等」の実態を把握し、検査・監査等が適切に実施されているかなどについて監査を実施する。

(ウ) 監査対象機関

知事部局・教育庁・警察本部の本庁各課

(エ) 監査の方法

職員調査を実施した後、書面監査により実施する。

ウ イに定めるもののほか、監査委員が必要と認めるときは行政監査を実施する。

(4) 財政的援助団体等監査

ア 平成20年度の財政的援助団体等の出納その他の事務で財政的援助等に係るものの執行が適切かつ効率的に行われているか、その財政的援助等による所期の目的が達成されているか、団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施する。

イ 監査対象団体は、次のとおりとする。

- ① 県の出資率が25%以上かつ事業規模1千万円以上の出資団体
- ② 県の補助金が3億円以上の私立高等学校
- ③ 県の補助金が5千万円以上の団体（市町村及び出資法人を除く。）
- ④ 指定管理料が5千万円以上の指定管理者（市町村及び出資法人を除く。）

なお、監査対象団体数及び監査方法は、表2のとおりとする。

ウ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

表2 財政的援助団体等監査の監査対象団体数及び監査方法

区 分	監査対象 団 体 数	監 査 計 画 団 体 数		
		実地監査	書面監査	計
出資団体	39	17	8	25
補助金交付 私立高等学校	17	2	5	7
その他の援助 (補助) 団体	18	2	0	2
指定管理者	12	2	0	2
計	86	23	13	36

(注1) 実地監査は担当委員2名により実施し、書面監査は委員全員により実施する。

(5) 例月出納検査

ア 各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納業務が適正に行われているかを主眼として実施する。

イ 検査対象は、会計管理者所管の一般会計、19特別会計及び26基金並びに公営企業管理者所管の4特別会計及び1基金とする。

ウ 検査は毎月実施するものとし、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

エ 検査は、監査委員全員による実地検査を年1回(12月)及び書面検査を年3回(6月、9月、2月)実施し、他の月は常勤の監査委員による書面検査とする。

(6) 決算審査

ア 普通会計

平成21年度決算について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているかなどのほか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

イ 公営企業会計

平成21年度決算について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、経営成績及び財務状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているかなどのほか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

ウ 対象会計は、例月出納検査と同様とし、本庁の定期監査と同時期に併せて実施する。

エ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(7) 基金運用状況審査

ア 平成21年度における基金の運用状況について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として実施する。

イ 対象基金は、土地開発基金及び美術品等取得基金とし、本庁の定期監査と同時期に併せて実施する。

ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(8) 健全化判断比率等審査

ア 平成21年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が正確に算定されているかを主眼として実施する。

イ 対象会計は、決算審査と同様とし、決算審査の終了後実施する。

ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(9) その他の監査等

住民からの請求、議会・長からの要求に基づく監査等については、その都度、実施方法等を定めて実施する。

3 監査等の実施時期及び報告・公表時期

監査等の種別		実施時期	報告・公表時期
定期監査	本 庁	普通会計	平成 22 年 8 月
		公営企業会計	平成 22 年 7 月
	出先機関		平成 21 年 9 月～平成 22 年 7 月
行政監査		平成 21 年 7 月～平成 22 年 2 月	平成 22 年 9 月 平成 21 年 12 月、 平成 22 年 2 月・6 月・9 月
財政的援助団体等監査		平成 21 年 9 月～平成 22 年 3 月	平成 21 年 12 月、 平成 22 年 2 月・6 月
決算審査	普通会計	平成 22 年 8 月	平成 22 年 9 月
	公営企業会計	平成 22 年 7 月	
基金運用状況審査		平成 22 年 8 月	平成 22 年 9 月
健全化判断比率等審査		平成 22 年 8 月	平成 22 年 9 月
例月出納検査		毎月 25 日とし、当該日以外に 実施する必要がある場合は、 月間の監査計画で定める日	平成 21 年 12 月、 平成 22 年 2 月・6 月・9 月

注 1 報告は、県議会、知事及び関係委員会等に提出する。

注 2 決算審査結果は、知事に提出し、知事が決算とともに県議会に提出する。

4 監査結果等の公表

監査結果及び講じた措置等について、県報掲載により公表するとともに、監査委員事務局のホームページ等を活用して、県民に対する積極的な情報提供を行う。

5 外部監査への対応

外部監査人の監査の実施に支障を来さないよう配慮するとともに、外部監査の実施に必要な協力を行う。また、監査結果及び講じた措置の公表を行う。

6 監査日程等

監査の具体的な日程、担当する委員等については、月間の監査等計画で定める。